

芋井支所発地域力向上支援金事業募集要項

芋井支所

1 主旨

地域の活力を高めるために、次のとおり「支所発地域力向上支援金事業」を募集する。

2 交付対象者

芋井支所管内に居住する者又は芋井支所管内の事業所に勤務する者を構成員を含む団体（グループ）

3 交付対象事業

- (1) 地域住民の保健福祉の充実を目的とする事業
- (2) 地域住民の教育や文化の振興を目的とする事業
- (3) 地域の安全安心の実現を目的とする事業
- (4) 地域の景観形成を目的とする事業
- (5) 地域の活性化を目的とし、かつ地域の公益上必要と認められる次に掲げる事業
 - ア 地域内での産業振興、雇用確保を図る事業
 - イ 地域資源を活用した特産物の振興を図る事業
 - ウ 地域の農林資源を守り、地域の振興を目指す事業
- (6) その他地域の活性化のために支所長が認めた事業

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的又は政治的活動に関係する事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 特定の企業、団体又は個人の利益を追求する事業
- (4) 国・県・市及び住民自治協議会をはじめ、その他外郭団体の補助又は民間団体等の助成を受けた費用、または、受ける見込みのある事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外の経費を控除した経費とする。

（交付対象外の経費）

- ア 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費用
- イ 活動に要するため購入する物品等のうち、備品に相当するもの（取得金額3万円以上）
- ウ 補助対象事業者の構成員を対象とした懇親のための飲食又は報酬、謝礼等の費用
- エ 補助対象事業者自らの運営に要する恒常的な費用

6 支援金の交付額

- (1) 補助対象事業費 10万円以上
- (2) 補助率 10/10以内
- (3) 補助限度額（予算総額）50万円

7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「事業計画書（申込書）」を芋井支所に提出すること。
- (2) 募集期間 5月13日（月）～5月31日（金）

8 選考方法等

- (1) 次の委員からなる選考委員会にて、申請者からのヒアリングをもとに、補助対象事業を決定する。
芋井支所長、芋井支所長補佐、芋井地区住民自治協議会長、芋井地区住民自治協議会事務局長、芋井公民館長
- (2) 事業の選考は、次の視点で行う。
 - ア 事業の必要性（地域にとっての必要性）
 - イ 事業の受益者（受益者の人数、範囲等）
 - ウ 事業の効果（事業により解決できる課題等）
 - エ 事業の費用対効果（費用負担の適正性と積算方法等）
 - オ 過去の活動実績や将来性
 - カ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は6月中に開催し、その結果を同月末日までに応募者全員に通知する。
- (4) 補助対象事業は、申請年度の3月31日までに終了するものとする。
- (5) 補助事業が完了したときは、「事業実績報告書」を提出するとともに、使用されなかった支援金については、返納すること。
- (6) 募集期間内に応募がなかった場合、または、6月末日までに、補助対象事業が決まらない場合は、期限を定めて再募集することができる。

9 補助対象事業の公表

補助対象となった事業及び事業者は、支所掲示板に掲示するとともに、芋井地区住民自治協議会だより及びホームページ等で公開する。

また、事業実施後に提出した「事業実施報告書（自己評価）」は、支所で事業評価を行った上で、公表する。